

大崎地方合併協議会

第1回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成16年12月23日（木）

午前9時30分～

場所：宮城県古川合同庁舎「大会議室」

次 第

1. 開 会
2. 開会あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 委員紹介
5. 委員長及び副委員長の選出について P. 1
6. 協議事項
 - (1) 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会設置要綱（案）
について P. 2
 - (2) 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更について P. 6
7. その他
8. 閉会あいさつ
9. 閉 会

委員長及び副委員長の選出について

大崎地方合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定により、次のとおり委員長及び副委員長の選出について、提案する。

職 名	氏 名	市 町 名	備 考
委 員 長			
副委員長			
副委員長			

協議事項（１）

農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会設置要綱（案）について

１．設置

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更について協議，調整するため，大崎地方合併協議会規約第 11 条及び大崎地方合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に基づき，農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

２．組織

- (1) 小委員会の委員は，規程第 3 条により，大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び学識経験者から会長が指名する。
- (2) 小委員会の委員は，28 名とし，別紙名簿のとおりとする。

３．検討内容

小委員会での検討内容は，以下に掲げる事項とする。

- (1) 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更に関する事。
- (2) その他農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて必要な事項に関する事。

４．検討期間

平成 16 年 12 月 23 日から農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更が決定するまでの間とする。

５．報告

委員長は，規程第 8 条に基づき，協議の結果を報告書にまとめ，直近の協議会に報告する。

附 則

この要綱は，平成 16 年 12 月 23 日から施行する。

農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会委員名簿

(敬称略)

委員区分	役職名	氏名
協議会委員	古川市住民代表	石村明美
	古川市住民代表	米城夏江
	松山町住民代表	小原文夫
	松山町住民代表	佐藤信藏
	三本木町住民代表	佐々木賢司
	三本木町住民代表	寺澤道子
	鹿島台町住民代表	阿部雅良
	鹿島台町住民代表	中條勲
	岩出山町住民代表	氏家登志子
	岩出山町住民代表	鹿野孝
	鳴子町住民代表	菅原信朗
	鳴子町住民代表	菊地美恵子
	田尻町住民代表	加藤節幸
	田尻町住民代表	白旗成典
学識経験者	古川市農業委員会会長	森谷尚生
	古川市農業委員会委員	鈴木悟
	松山町農業委員会会長	佐藤晃
	松山町農業委員会委員	渡邊栄喜
	三本木町農業委員会会長	相沢叡
	三本木町農業委員会委員	小関芳樹
	鹿島台町農業委員会会長	岡本安吉
	鹿島台町農業委員会委員	高埜仁
	岩出山町農業委員会会長	大沼洪悦
	岩出山町農業委員会委員	佐藤佑
	鳴子町農業委員会会長	上野忠志
	鳴子町農業委員会委員	佐藤博行
	田尻町農業委員会会長	羽生正明
	田尻町農業委員会委員	千葉哲弥

大崎地方合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎地方合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議等を行う。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて、会長が指名する委員、学識経験者及び関係市町職員等で組織する。

(役員)

第4条 小委員会には、小委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。
2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出するものとする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
2 会議運営及び傍聴等については、原則として、協議会の会議の例によるものとする。

(有識者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて小委員会委員以外の有識者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

協議事項(1) 資料2

協議第87号

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更について

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更については、次のとおり提案する。

平成16年12月19日 提出

大崎地方合併協議会
会長 佐々木 謙 次

協定項目7	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
<p>農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更については、小委員会に付託し、協議、調整のうえ、協議会で決定する。なお、小委員会の名称については、「農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会」とする。</p>	

協議事項（２）

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの変更について

協議事項（２） 参考資料

第８回大崎地方合併協議会（平成１５年１２月５日開催）の承認内容

写

協議第８号（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについては、次のとおり提案する。

平成１５年 ７月 ７日 提 出

大崎地方合併協議会
会 長 佐々木 謙 次

協定項目 7	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
	<ol style="list-style-type: none">1 新市に、1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。2 7つの農業委員会は、平成17年7月20日をもって、古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。3 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、古川市に3選挙区、その他の地域には町ごとに1選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。4 統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。5 統合後の農業委員会委員の報酬は、古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。6 新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市において調整する。

平成15年 7月 7日 提 案

平成15年 7月 7日 承 認（小委員会付託について）

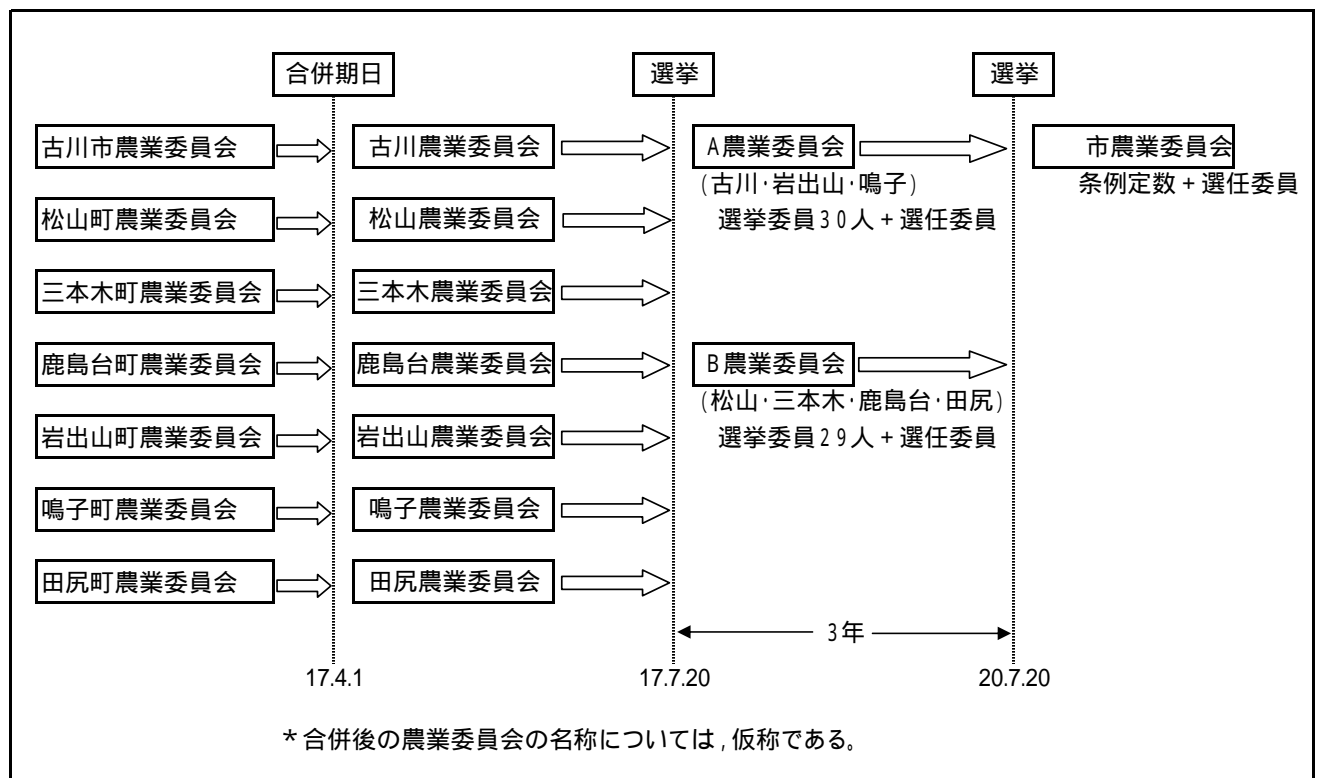
平成15年12月 5日 再提案

平成15年12月 5日 承 認

農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会審議結果(第8回大崎地方合併協議会報告内容)

- 1 新市に、合併前の1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。
- 2 7つの農業委員会は、平成17年7月20日をもって、合併前の古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに合併前の松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。
- 3 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、合併前の古川市に3選挙区、その他の地域には合併前の町ごとに1選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。
- 4 統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。
- 5 統合後の農業委員会委員の報酬は、合併前の古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。
- 6 新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市においてその調整を行うものとする。

これを図にすると次のようになります。



協議の概要

1 合併後に7つの農業委員会を置くことについて

新設合併の場合の農業委員会については、特例を適用せずに合併後50日以内に設置選挙を行う。合併特例法の在任特例を適用し、合併後一定期間、選挙委員が在任する。農業委員会法により、従前の農業委員会がそのまま存続する。の3つの選択肢があります。

まず、については、合併日から選挙により委員が決まるまでの間、農地法関係事務や農地関係の諸証明などが出来ないなど、事務の空白期間が生じることなどから、選択しないこととしました。

次に と を検討し、は合併時に農業委員会を統合しなければならないが、は統合へ向けて3か月程度の準備期間をおくことが出来ることなどから、を選択し、合併後従前の7つの農業委員会を存続することとしました。

2 平成17年7月20日に2つの農業委員会に統合することについて

農業委員会を統合するにあたって、1市6町の区域の広さや地域が抱える農業事情を考慮すると、一気に1つに統合することは、農業者へのサービスの点などから問題が生じることが考えられるため、複数の農業委員会に統合することとし、課題を出来るだけ解決したうえで、1つの農業委員会に統合することとしました。

その区域については、中山間地と平地、農協単位などの案により協議しましたが、将来1つの農業委員会に統合しやすいよう、規模が同じ位になる古川市、岩出山町、鳴子町を区域とする農業委員会、松山町、三本木町、鹿島台町、田尻町を区域とする農業委員会の2つとすることとし、それぞれ定数を30人、29人としました。

3 選挙区を設置することについて

2つの農業委員会に統合するにあたっては、地域性や地域の事情等を考慮し、各地域からまんべんなく委員が選出されるようにすべきということから、従前どおりの選挙区を設置することとしました。

4 部会の設置について

30人、29人という定数から、法律により農地部会を必ず置かなければならないため、現在部会を設置している古川市を例に、農地部会と農政部会を置くこととしました。

5 農業委員会委員の報酬について

類似都市の状況、農業委員の活動状況などを参考に検討した結果、古川市の報酬を基準とすることとし、具体的な金額等については、新市において調整することとしました。

6 平成20年を目標に1つに統合することについて

合併の意義からすれば、1つの農業委員会が望ましいということでは意見が一致しており、区域の広さや地域の農業事情等を考慮し、2つの農業委員会を置くが、その間に課題を出来るだけ解決したうえで、1つに統合する準備をし、平成20年の統一選挙を目標に1つの農業委員会とすることとしました。

7 その他

<合併にあたり、小委員会として新市に望むこと>

農地に関する業務や農業者年金に関する業務など、専門性の高い業務を合併後も誤りなく処理するため、法令を熟知した職員を配置するなど、新市農業委員会の事務局体制の整備が必要である。

合併により、現在の役場から農業委員会事務局がなくなる所がでてくるが、周辺地域への対応として、各支所に農業者の簡易な相談や手続に対応できる相談窓口を設置するなど、農業者サービスの低下防止を図る必要がある。

報酬については、合併後広いエリアを少ない委員で対応しなければならないことなどから、古川市を基準としたが、古川市の報酬額は、近隣町及び類似都市と比べても決して高いものではなく、農業委員の仕事が今後確実に増えることを考えたとき、新市農業委員の確保のためにも、その責任に応じた誇りの持てる報酬額とすることを検討されたい。

協議事項(2) 資料1

協議第86号

合併の期日の変更に伴う合併協定項目調整の基本的な考え方について

合併の期日の変更に伴う合併協定項目調整の基本的な考え方については、次のとおり提案する。

- 1 既に承認されている協定項目の調整内容を、最大限に尊重する。
- 2 合併の期日の変更に伴い、期日等の変更を要する協定項目を調整する。
- 3 その他、協定項目の調整方針に見直しの必要が生じた場合は、随時協議会に報告する。

平成16年12月19日 提出

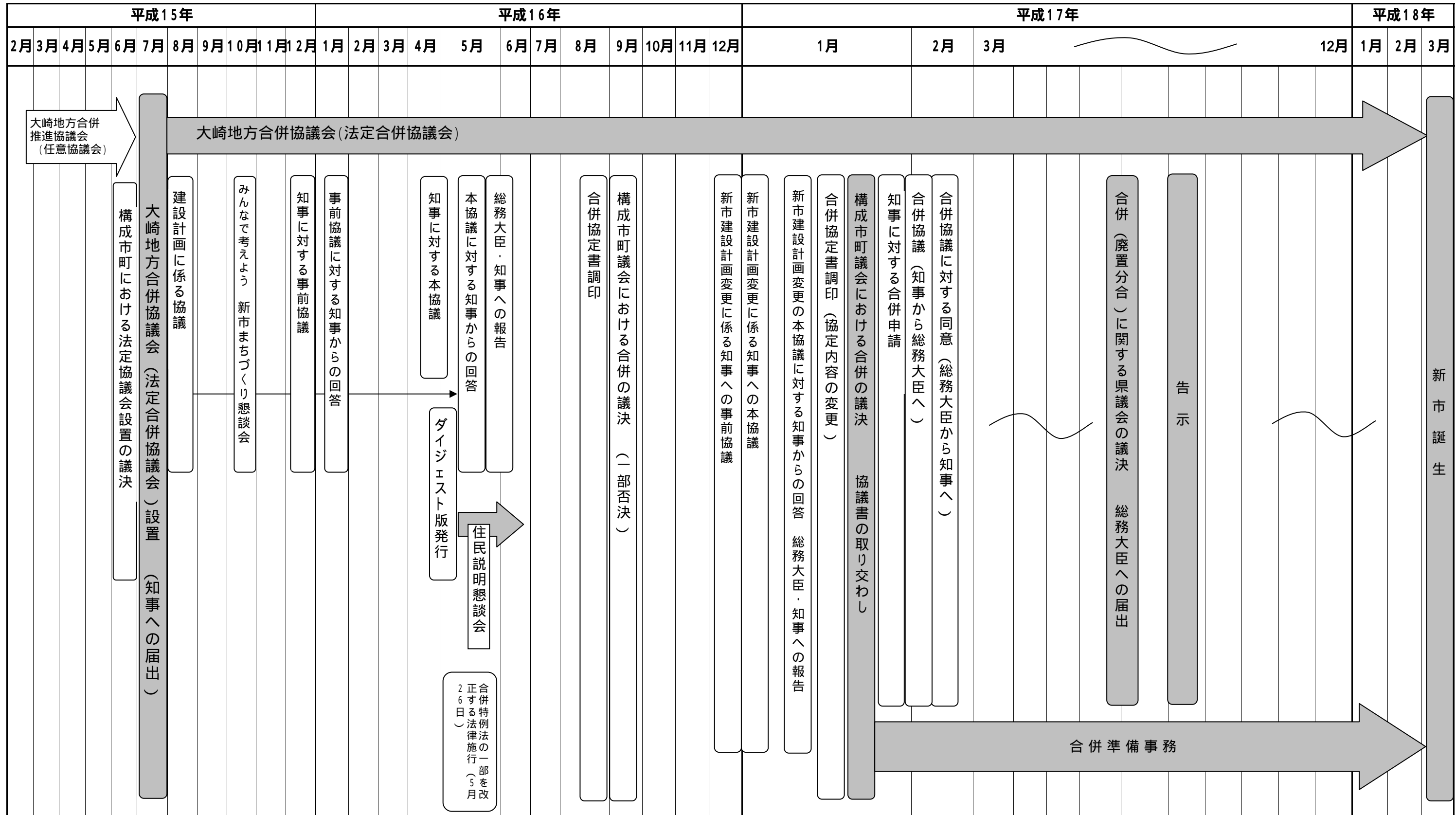
大崎地方合併協議会
会長 佐々木 謙 次

合併期日の変更に伴い調整が必要と想定される項目一覧

協定項目番号	協定項目名	協定項目番号	協定項目名
1	合併の方式	25 - 1	女性政策事業の取扱い
2	合併の期日	25 - 2	姉妹都市・交流都市の取扱い
3	新市の名称	25 - 3	国際交流事業の取扱い
4	新市の事務所の位置	25 - 4	コミュニティ施策の取扱い
5	財産の取扱い	25 - 5	広報広聴関係事業の取扱い
6	議会議員の定数及び任期等の取扱い	25 - 6	納税関係事業の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	25 - 7	消防・防災関係事業の取扱い
8	地方税の取扱い	25 - 8	交通・防犯事業の取扱い
9	一般職員の身分の取扱い	25 - 9	保健事業の取扱い
10	地域審議会の設置	25 - 10	障害者福祉事業の取扱い
11	特別職の身分の取扱い	25 - 11	高齢者福祉事業の取扱い
12	条例、規則等の取扱い	25 - 12	児童福祉事業の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い	25 - 13	保育事業の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い	25 - 14	その他福祉事業の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い	25 - 15	環境衛生事業の取扱い
16	公共的団体等の取扱い	25 - 16	農林水産関係事業の取扱い
17	補助金・交付金等の取扱い	25 - 17	商工・観光関係事業の取扱い
18	町・字の区域及び名称の取扱い	25 - 18	建設関係事業の取扱い
19	慣行の取扱い	25 - 19	都市計画事業の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い	25 - 20	上水道事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い	25 - 21	下水道事業の取扱い
22	消防団の取扱い	25 - 22	市立学校の通学区域の取扱い
23	行政区の取扱い	25 - 23	学校教育関係事業の取扱い
24	電算システムの取扱い	25 - 24	社会教育関係事業の取扱い
		25 - 25	教育施設整備事業の取扱い
26	新市建設計画	25 - 26	病院・診療所事業の取扱い
		25 - 27	社会福祉協議会の取扱い
		25 - 28	その他行政サービスに係る各種制度の取扱い

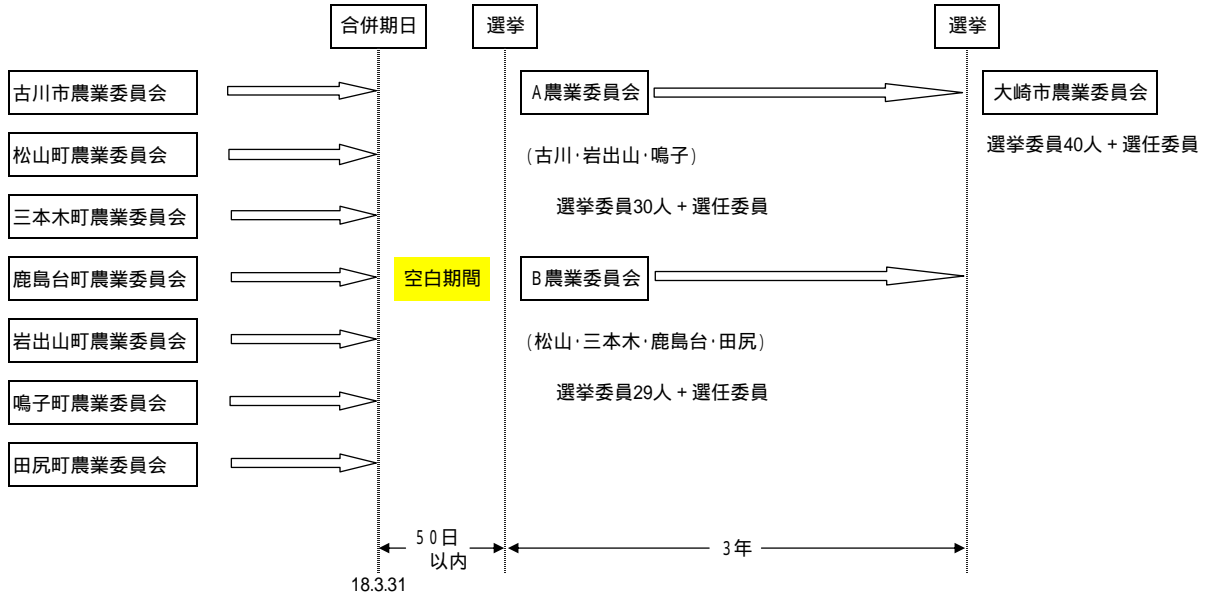
網掛け部: 該当項目

大崎地方合併協議会合併スケジュールの変更(案)

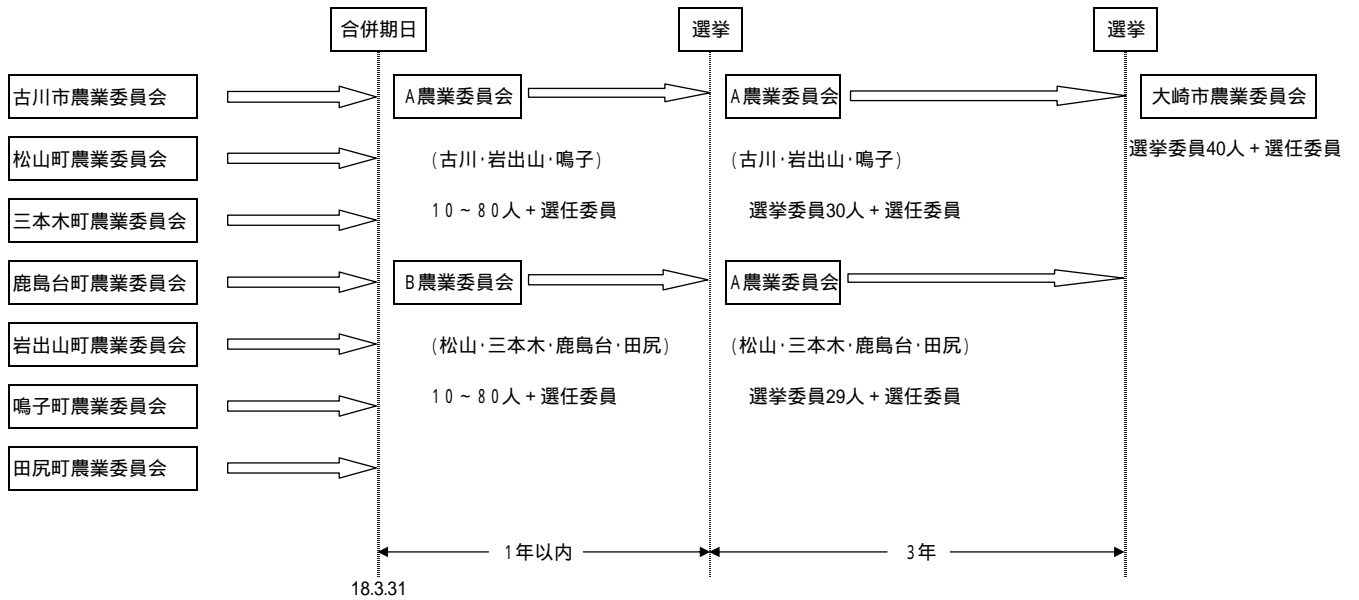


選択肢別フロー図(案)

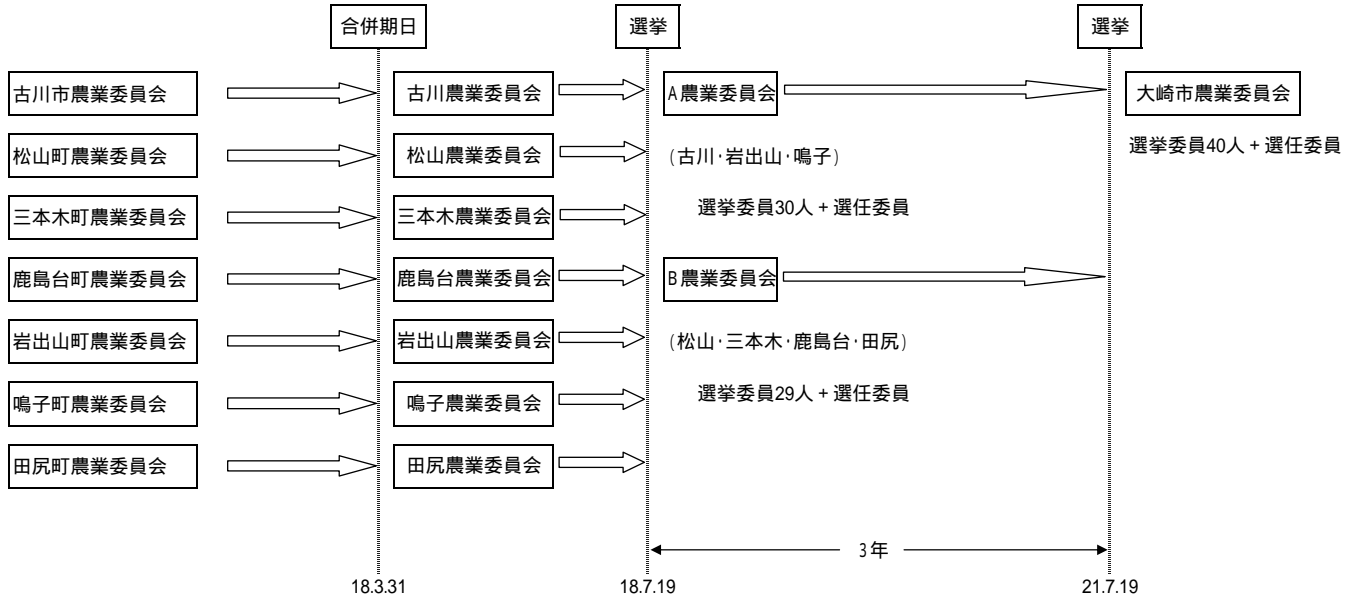
選択肢1(本則選挙)



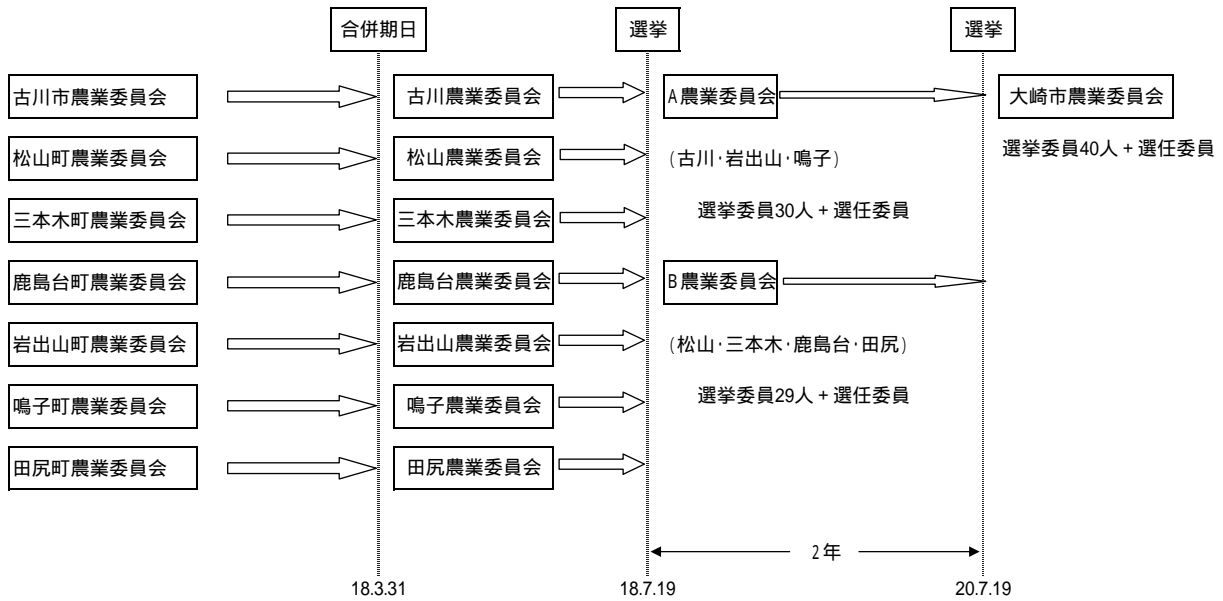
選択肢2(在任特例)



選択肢3 (農委法特例)



選択肢4 (農委法特例) < 選挙を統一選挙に合わせる >



参考: 農業委員の任期

